

令和2年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和2年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託

2 委託業務の目的

近年プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっており、我が国においても使い捨てプラスチックの削減に向けた動きが広がっている。

本市では、これまでから、容器包装をはじめとするごみの減量のPRやマイボトルの携行などの環境にやさしい行動の実践を進め、人々のライフスタイルを転換する新たなごみ減量モデルを京都から発信し、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収の店舗（以下「推奨店」という。）に関する広報等を行う「マイボトル推奨等サポート事業」を実施し、取組の推進を図ってきた。

今年度は、環境負荷が高いペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチック飲料容器を削減するため、マイボトルの更なる利用促進を図るとともに、清涼飲料水の4割以上を水及び茶系飲料が占めている現状を踏まえ、環境にやさしい水道水の利用促進などにより、使い捨て飲料容器の使用を抑制することを目的として以下の内容を実施する。また、全国一律で令和2年7月からレジ袋有料化がスタートしていることから、市民への理解向上やレジ袋削減につながる啓発活動を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 契約上限額

見積金額は、本仕様書5（3）の業務に係る経費については、4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とし、また、それ以外の業務に係る経費は、1,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とした合計5,900千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。

5 委託業務内容

（1）推奨店及び給水スポットの普及促進

ア 推奨店登録の働きかけ及び推奨店拡大に向けた調査の実施

推奨店未登録の事業者に対し、推奨店に登録し、使い捨てプラスチックに替わり、来店者が持参したマイボトルへの飲料提供や衣料品の自主回収を実施するよう、京都市と協働して働きかけを行う。特に、使い捨てプラスチック飲料容器が多く発生するコンビニエンスストアやファストフード店等への働きかけを強化すること。働きかけた店舗の名称、登録意思の有無（登録意思が無い場合はその理由等）については、取りまとめて報告すること。

また、今後の事業計画に活用するため、推奨店及び登録を働きかけた事業者に対し、以下の内容のアンケート調査を実施すること。ただし、アンケート調査の内容については本市と十分に調整すること。

- ・マイボトルの持参状況及び課題
- ・衣料品の回収状況及び課題
- ・バイオマスプラスチック製品利用意向
- ・給水機設置の意向 等

イ 推奨店の登録受付

推奨店登録の申請に対し、申請書の受理及び内容確認を行う。

ウ 登録ステッカー及びポスターの郵送

推奨店に対し、本市が提供するステッカー及びポスターを送付する。

納品場所：推奨店からの依頼又は当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を直接納品する。

納品時期：新規登録の推奨店に対しては、登録後速やかに納品する。

既存の推奨店は、ステッカー及びポスターの劣化に伴い、再配布の依頼があった場合に随時納品する。

エ 推奨店及び給水スポットを掲載したリーフレットの企画・制作・発送

マイボトルの利用や衣料品のリサイクルを促進し、普及啓発を図るため、推奨店等の位置を掲載したマップ付きリーフレットを作成する。その際、効果的な配布場所を提案すること。

今年度は、マイボトル推奨店・衣料品自主回収推奨店に加え、「京の水飲みスポット」、公共施設等で飲料水を提供している「給水スポット」及びウォータースタンド株式会社（以下「ウォータースタンド社」という。）が設置している給水機の位置の情報をリーフレットに掲載する。

なお、作成する印刷物については、ユニバーサルデザインの視点から、京都市の「わかりやすい印刷物のつくり方（※下記のURL参照）」を活用し、対応すること。また、印刷の際は、カラーシミュレーションを行い、色覚異常の方に配慮したものとすること。

※ わかりやすい印刷物のつくり方

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179091.html>

作成枚数（予定）：日本語版5，000部及び多言語版3，000部を作成

サイズ（予定）：A3両面フルカラー 二つ折りクロス三つ折り

納品場所等：当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を納品

オ WEB上での市民・観光客等への情報提供

市民・観光客等への周知・啓発を強化するため、リーフレットへの掲載内容を含め、本市のマイボトル・給水スポットと衣料品自主回収のホームページの情報を更新すること。また、新たにウォータースタンド社が設置している給水機の情報を追加すること。

加えて、当該ページへ誘導するQRコードを掲載した啓発物を当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を納品すること。

サイズ（予定）：スイングポップ形（10×10cm程度）

納品場所等：当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を納品

(2) 使い捨てプラスチック削減に向けた周知・啓発

ア 市民・観光客等向け周知・啓発の企画及び実施

様々な媒体を活用し、ペットボトルやレジ袋等の使い捨てプラスチックの過剰な使用を抑えるライフスタイルへの転換を促す効果的かつインパクトのある市民・観光客向けの周知・啓発活動を実施すること。なお、企画提案に当たっては、提案者の知見を生かした取組を複数（2～4個）企画し、実施すること。周知・啓発する期間等については、別途協議することとする。

例：検索エンジンやSNS等を活用した周知・啓発

イ イベントや街頭でのPR活動の実施

マイボトル利用促進，給水スポット利用促進，レジ袋等の使い捨てプラスチック削減につながるようなPR活動を京都市主催のイベントや街頭等で合計5回程度実施する。イベントや街頭等でのPR活動は，新型コロナウイルス感染症対策を考慮した内容とすること。詳細については，別途協議することとする。

前述の（１）及び（２）のほか，効果的な業務の提案があれば，提案を妨げない。また，本事業の遂行に必要な業務を実施するものとする。

（３）市民・観光客等向け啓発物品の提案及び作成

（２）の事業等で使用する市民・観光客等のマイボトル利用促進，給水スポット利用促進，マイバッグの携帯につながる効果的なオリジナルマイバッグ（ふろしきも含む），マイボトルなど複数（２～４種類）の啓発物品を提案し，４，０００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内で作成すること。啓発物品の作成については，本市と十分に調整することとする。

6 委託業務の進行等

（１）業務スケジュールの調整

受託者は，業務開始に先立ち，今後の業務スケジュール表を作成し，京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課に届け出て，承認を得るものとする。

なお，スケジュールの目安は，以下のとおりとする。

| | | | |
|-------|-----------------------------------|---|---------|
| 10月 | 推奨店の拡大（令和3年3月31日まで）..... | 5 | （１）-ア～ウ |
| | 市民・観光客等向け啓発物品の提案及び作成（令和2年12月まで）.. | 5 | （３） |
| 11月 | WEB上での市民・観光客等への情報提供..... | 5 | （１）-オ |
| | 市民・観光客等向け周知・啓発の企画及び実施..... | 5 | （２）-ア |
| 12月以降 | イベントや街頭でのPR活動の実施..... | 5 | （２）-イ |
| | 推奨店及び給水スポットを掲載したリーフレット企画・制作・発送.. | 5 | （１）-エ |

（２）実績報告書の作成

事業終了後，速やかに当事業の実績報告書を取りまとめ，京都市 環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課に提出する。

（３）業務終了時検査及び委託料の精算

本委託業務の委託料は，業務終了後，京都市の検査を受け精算するものとする。

なお，受託者は，必要な証拠書類を京都市に示し，検査を受検するものとする。京都市は，必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

（４）協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は，京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし，当該協議が整わないときは，京都市の指示するところによるものとする。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)